

競 技 注 意 事 項

1 競技規則について

本競技会は、2019年度日本陸上競技連盟競技規則、本大会要項及び競技注意事項を適用する。

2 練習について

- (1) 練習は第2陸上競技場において競技役員が指定する場所と時間帯で行う（放送で場所を指定する）。
- (2) 投てき及び跳躍種目は、競技役員が指示により主競技場で練習を行う。

3 招集について

- (1) 招集所は、第2陸上競技場倉庫に設ける。
- (2) 招集開始時刻と完了時刻は、当該種目の開始時刻を基準に、次の通りとする。

	招集開始時刻	招集完了時刻
ト ラ ッ ク	30分前	20分前
フ ィ ー ル ド	50分前	40分前
棒高跳	50分前（現地招集）	

- (3) 招集の手順
 - ① 競技者は、招集開始時刻までに招集所に掲示してある出場競技者一覧表に、本人または代理人がチェック（自分のナンバーを○でかこむ）をする。
 - ② 競技者は招集開始時刻には招集所で待機し、最終点呼を受ける。その際、競技者係にナンバーと競技用靴、衣類の商標の確認を受ける。
 - ③ 代理人による最終点呼は認めない。
- (4) 招集完了時刻に遅れた競技者は、当該種目を棄権したものとみなして処理する。
- (5) 混成競技出場者は最初の種目のみ招集所で3の(2)に従って競技者係の点呼を受けるが、以後の種目については招集完了時刻5分前までに本競技場ピットに集合して点呼を受け、係員の指示に従うこと。
- (6) 競技場へは係員の誘導により入場する。

4 競技について

- (1) 短距離走では、安全のため、フィニッシュライン到着後も自分に割り当てられたレーンを走る。
- (2) 男女の短距離種目の予選は、全てタイムレースとし、上位8名が決勝へ進出する。
- (3) 棒高跳・走幅跳では、主催者が提供したマーカーを助走路外におくことができる。走高跳では、助走や跳躍の際、主催者が承認したものをおくことができる（マーカーは、薄く且つ競技者が踏んでも支障のないものであること）。
- (4) フィールド競技において2ピット（2つの競技場所）が必要と主催者が判断した場合は2つの競技場所で行う場合がある。
- (5) 中・長距離種目は、全てタイムレース決勝とする。
- (6) 800m以上の競技における腰ナンバー標識は、出発係で受け取り、競技終了後出発係に返却すること。
- (7) 100m、ハードル競技において、条件によっては、バックストレートを使用することがある。
- (8) 出発合図は、イングリッシュコマンドで行う。
- (9) 不正スタートについては1回で失格とする。混成競技においては、各レースでの不正スタートは1回のみとし、その後不正スタートした競技者は、すべて失格とする。また、競技規則第162条5(a)(b)(c)の「動作」は不適切行為とせず、2017年度競技規則と同様にすべて注意（競技者全員にグリーンカード）にとどめる。

5 助力について

競技中、競技者は助力を受けてはならない。助力を受けている競技者は審判長によって注意され、くりかえし行われる場合には、その種目から除外される。

助力とは、次のような行為を含む。

- (1) 先頭の競技者から1周おくれか、1周おくれそうになったか競技者が、ペースメーカーとして競技すること。
- (2) その他の技術的な装置によってペースを得ること。
- (3) 競技者が、レコーダーやラジオ及び通信機器を競技場内に持ち込むこと。

6 引率者及び監督について

本競技会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者（コーチ）、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとしている。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。

7 抗議について

競技の結果または競技実施に関する抗議は抗議に関連する種目の同じラウンドで競技している競技者またはチームに限りすることができる。競技規則146条に従って定められた時間内に、競技者自身またはチームを公式に代表する者が審判長（本部席の担当総務員に申し出る）に対して口頭で行い、指定された控え室で待機する。

8 競技用具について

競技に使用する用器具は、すべて主催者が用意したものを使用すること。但し棒高跳用ポールに限り、個人所有のものを使用することができる。個人所有のポールは競技開始前に現地で検査を受け合格したものに限る。

9 各種目上位3位まで表彰する。

10 走高跳・棒高跳のバーの上げ方は次の通りとする。

下表の高さが練習の高さとするが、天候等の条件で審判員主任の判断により変更する場合がある。

種目	練習	1	2	3	～
走高跳（男）	1m45	1m50	1m55	1m65までは5cmごと以後3cmごと	
走高跳（女）	1m20	1m25	1m30	1m30までは5cmごと以後3cmごと	
四種走高跳（男）	1m35	1m40	1m43	3cmごと	
四種走高跳（女）	1m15	1m20	1m25	1m30までは5cmごと以後3cmごと	
棒高跳（男）	2m10	2m20	10cmごと		
	3m00				

11 個人情報取り扱いについて

- (1) 主催者は、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を遵守し個人情報を取り扱う。なお、取得した個人情報は、記録発表、公式ホームページその他競技運営及び陸上競技に必要な連絡等に利用する。
- (2) 大会の映像・写真・記事・個人記録等は、主催者及び主催者が承認した第三者が大会運営及び宣伝等の目的で、大会プログラム・ポスター等の宣伝材料、テレビ・新聞・雑誌・インターネット等の媒体に掲載されることがある。
- (3) 大会の映像は主催者の許可なく第三者がこれを使用すること（インターネット上において画像や動画を配信することを含む）を禁止する。

12 その他

- (1) 本大会は、第46回全日本中学校陸上競技選手権大会の指定大会とし、参加標準記録突破者は、出場権を得る。但し、他の競技で県総体および四国総体に登録メンバーとして参加し、全国大会の出場権を得たものは、その競技を優先する。
また、都道府県で標準記録の到達者が10名に満たなかった場合は推薦による10名（男女比は問わない）以内の参加が認められる。ただし1人1種目で四種競技は除く。
- (2) 競技中の傷害については、主催者が応急手当てをする。その後の処置については、スポーツ傷害保険による。なお、当協会はこの保険への加入を義務づけているので、未加入の競技者は至急に加入手続きをすること。
- (3) 競技者及び審判員は、当協会会員としての登録をしなければならない。
- (4) 競技場は常に清潔保持につとめ、紙くず等は必ず持ち帰ること。また、荷物等は各自が責任を持って管理し、盗難に十分注意すること。
- (5) 悪天候等の理由により、競技会が競技開始後に中止になった場合は参加料の払い戻しを行わない。